

要注意!
第一次ポイントは
本年9月

【緊急】消費税転嫁対策セミナー
改正の対応はすでに始まっている!

建設・建築関連業/製造業の消費税対策 契約に関する注意点と諸問題の対応

1億で3百万円も違う! お客様も企業も今がチャンス!

大事なお客様にとっても企業にとっても良い方法で契約できるよう
経営者から社員まで正しい知識を身に付けよう!

今回の消費税増税は、現在の5%から平成26年に8%へ、27年には10%に2段階の
引き上げとなるため、消費税転嫁に関して全業種において様々な問題が生じてきます。
特に契約高の大きい建設・製造業関係者は、増税前の契約と増税後の引き渡しや契
約時期によっては大きな差額が発生するため注意が必要です。

そこで本講座では、消費税増税に伴う企業の対応法と契約に起こりがちなトラブルに
ついて事例を交え解説します。

納期は来年5月だが
5%?それとも契約し直し?



日時 平成25年7月26日(金)

午後1時~3時

会場 タス・パークホテル3階アゼリア

講師 山崎税務会計事務所代表 山崎 健氏

1966年生まれ。東京会計専門学校税理士学科卒業。
1995年藤間公認会計士税理士事務所(現・税理士法
人 TOMA)に入社。税務・会計・経営・相続等の指導と共
に、セミナー講師として活躍。2011年独立。現在に至る。

申込み 7月19日(金)迄に、TEL又はFAXにて
会議所へお申込みください。

TEL▶84-5394

FAX▶88-3778

主催 長井商工会議所

共催 (公社)長井法人会

受講無料

【講座内容】

工事関係などの取扱いについて

対象となる請負業務や工事とは?

いつまでに、何をすれば良いの?

受注し、取り付け納品が改正後の場合は?

追加工事が発生した場合の扱いは?

元受から9月までに受注し、

下請け外注に10月以降に発注、

下請けへの扱いは?

いつも契約書などを作成せず、

口頭で受発注しているけど大丈夫? など

こんな時の取扱はどうなるの?

既に契約している事務所の家賃やコピー機

重機・車両などのリース料は?

契約更新や契約変更はどの税率?

3月までに製造・購入し

改正後に販売する製品・商品の消費税は? など

質疑応答

* 切らずにFAXしてください。

「消費税転嫁対策セミナー」 受講申込書

月 日 申込

事業所名	(TEL) (FAX)	受講者名	
所在地			

* ご記入いただきました個人情報、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。